

事務所だより

第10号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

療養の給付

健康保険証の役割

かぜをひいて医療機関で受診する場合に、受付窓口で診察券とともに健康保険証を提示していませんか。

医療機関の方から提示して下さいと言われたから、といっても個人情報記載の保険証をいともたやすく提示するのは、なぜでしょう。仮に提示しなければどうなるのでしょうか。そもそも健康保険証って何のために必要なのでしょ



医療費と一部負担金

診察後、会計窓口で受け取った領収証に「保険分合計（円表示または点数表示）」「負担割合〇割（または〇〇%）」と記載されていることをご存知ですか？

この「保険分合計（円表示または点数表示×10）」に「負担割合〇割（または〇〇%）」を乗じた金額を窓口で支払っています。負担割合は、保険者によって異なりますが、協会けんぽの場合は70歳未満の方は3割、未就学児の方と70歳以上かつ一定の所得以下の方は2割となっています。

（図参照）

健康保険証を提示することで、医療にかかった費用＝医療費の一部を支払います。残りの費用は、健康保険証を発行する各保険者が医療機関に

支払うこととなります。このシステムを「療養の給付」といいます。

療養の給付のメリット

療養の給付は、原則として現物支給です。診察や薬局で薬をもらうこと自体をサード（給付）として受けることをいいます。もし仮に現金支給であれば、どうでしょうか。

健康保険証を提示して、医療費全額を医療機関の窓口を支払った後に、健康保険証発行の各保険者に対して自己負担の金額を差し引いた残りを返金してもらう手続きが必要となります。そんな時間も手間もかかることは極力避けたいですね。日常的にげなく利用している健康保険証ですが、意外な働きをしています。



今回は、入院時食事療養費と入院時生活療養費について掲載いたします。

	国民健康保険（市町村）	健康保険（協会けんぽ・健保組合）
療養の給付	義務教育就学前：8割 義務教育就学後から70歳未満：7割 70歳以上75歳未満：8割 上記のうち現役並み所得者（現役世代の平均的な課税所得（年145万円）以上の課税所得を有する者）：7割	

メールでご相談の方

メールアドレス
k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号
075 (571)8611

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。お客様の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

二十四時間受付（※）
しています

★ ★ 万が一のことがあっても、黙って待つだけでは年金を受給することはできません。年金事務所や年金相談センターに
★ 行く時間が無い方
★ 遠くて行けない方
ぜひご利用下さい

「ねんきん」無料
相談を始めました

Q 平成22年度に限り、体験雇用の機会を提供した事業主に助成されると聞きました。どのような助成金が教えて下さい。

体験雇用で奨励金受給

A 平成22年度限りの時限措置として、就職先が未決定の新規学卒者を体験的な雇用の機会を設けた事業主に対し助成されるものです。正式には「新卒者体験雇用奨励金」といいます。

体験雇用は31日間の有期雇用で、体験雇用開始の日から10日以内に職安に提出する「体験雇用実施計画書」に基づいて実施します。体験雇用する事業主は、事前に職安へ体験雇用求人を登録しておきます。

体験雇用の対象となる労働者は、次の①から⑤のいずれにも該当していなければなりません。

- ① 平成21年10月から平成22年9月末までに卒業したこと
- ② 雇入れ開始日現在で40歳未満であること
- ③ ハローワークに求職登録をしていること
- ④ 就職先が未決定であること
- ⑤ 体験雇用を経ることが適当であると職安所長が認めること

また「体験雇用実施計画書」に記載する体験雇用終了後の正規雇用への移行要件を満たした場合は、特段の事情が無い限り、正規雇用に移行することになります。この場合は、改めて雇用契約書を締結することになります。

体験雇用対象者1人当たり8万円の奨励金が支給されます。なお、正規雇用への移行は、他の雇入れ助成金の支給対象にはなりません。

保険料収入が落ち込む一方、医療費の支出が増え非常に厳しい状況の中、本年三月分の保険料（四月納付分）から、京都支部の健康保険料率は33.9%へと大幅な引き上げが行われます。

健康保険料率

現行	平成22年3月分～
8.19%	9.33%

介護保険料率 (*注)

現行	平成22年3月分～
1.19%	1.50%

本年3月分（4月納付分）から協会けんぽの保険料が変わります

（*注）40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は健康保険料率に介護保険料率がかかります

10日
雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」

三月の労務手続
「提出先・納付先」

労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」
31日
健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」
日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「社会保険事務所」
労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

三月は卒業シーズン、新たな人生のスタートを切る門出のときです。社会人として、未知の世界に飛び出していく期待と不安の中、卒業したのは何年前ででしょうか。

しかし、今年度新規学卒者は、バブル崩壊後の就職氷河期を彷彿させる現状です。正社員として就職の機会を逃し、非正規雇用を選ばざるを得なかった多くの若者について、この数年メディアが大きく取り上げたことは、記憶に新しいと思います。

日本の雇用制度である年功序列、終身雇用制度が崩壊しつつある中で、新卒一括採用についても一考したಿದೆですね。（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

E-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com